

報道各位

新潟市財務部市民税課

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税の課税誤りについて

このたび、令和8年度市民税・県民税・森林環境税において課税誤りがありましたので公表します。

1 概要

全国国民年金基金や企業年金連合会などの年金支払者から提出された令和7年分の公的年金支払報告書のデータの一部が、当市の税システムに適切に反映されていなかったため、あらためて計算を行い、税額の変更があった方へ税額決定通知書をお送りします。

2 原因

令和8年1月末に年金支払者より適正な報告書データが提出されたものの、当市の税システムに資料登録する過程において、法人番号データのエラーによりシステムに登録されなかったことに気づかず、結果として、年金支払額が反映されないままとなっていた。

3 影響

課税データの変更があった方 2,757 名

- ・税額変更があった方（税額決定通知 送付対象者） 605 名 税額 11,916 千円
- ・税額変更がなかった方 2,152 名

※ 市民税の課税データの変更に伴う介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料並びに医療費や各種サービスの自己負担額等への影響については、現在調査中

4 再発防止策等について

- ・今後の対応については、税額変更があった方に対し、お詫び文書とともに税額決定通知書を発送。また、税額変更がなかった方についても、介護保険料額、国民健康保険料額及び後期高齢者医療保険料額並びに医療費や各種サービスの自己負担額等に変更が生じる可能性があることから、お詫び文書を発送。
- ・再発防止策については、支払報告書データを税システムに資料登録する際、不正データ及び未登録データがないかをチェックする等、適切にデータが反映されるよう確認作業を徹底する。

【問い合わせ先】

新潟市財務部市民税課

吉田・枝並・谷澤

TEL025-226-2240・025-226-2253（直通）